

新型コロナウイルス関連情報（感染症の拡大を受けた新たな措置）

令和2年10月23日

1. 22日、ポルトガル政府は、10月30日（金）午前0時から11月3日（火）午後11時59分までの5日間、ポルトガル全土（島嶼部自治州は除く）の市民及び滞在者に対し、市の境界線を超えた移動を禁止することを決定しました。

2. また、フェルゲイラス市、ロウザダ市及びパッソス・デ・フェレイラ市については、本23日以降、一般市民には原則自宅待機が求められ、公道や私道での移動が禁止されています。ただし、必要な物資・サービスの取得、通院、脆弱者の支援、通勤、通学、開放スペース型文化施設等の利用や、野外での運動、ペットの散歩等は除外されます。この他、薬局等の一部店舗を除く全ての商業施設の閉店時間は22時となり、同じ世帯に属さない5人以上の集まりを伴うイベントの開催等も禁止されます。

3. さらには、23日、ポルトガル共和国議会で法案が可決され、来週から、ポルトガル全土において、屋外でソーシャルディスタンスを保てない場合の10歳以上のマスクの着用が今後70日間義務化されることとなりました。同居家族間のみで第三者がいない場合は不要とのことですが、違反した場合は100～500ユーロの罰金が課されますのでご留意ください。

【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話：+351-21-311-0560

FAX：+351-21-353-7600

Email: consular@lb.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※当館に「在留届」を提出した方で帰国や転居済みの方は、以下のURLから帰国届又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>